

大蔵委員會議録 第四号

昭和二十九年二月三日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

同日

理事佐藤次郎君の補欠として久保田鶴松君が理事に当選した。

一月二十九日

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇号)

二月一日

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

から繰入金に充てる法律案(内閣提出第一〇号)

尼崎港を開港場に指定の請願(山下

榮二君紹介)(第三六五号)

同(富田健治君紹介)(第三六六号)

の審査を本委員会に付託された。

一月二十九日

税制改正に關する陳情書(神戸商工

會議所会頭宮崎彦一郎)(第一五二

号)

取引高税復活反対に關する陳情書

(長崎商工会議所会頭中部悦良)(第

一五三三号)

鐵物消費税復活反対の陳情書(京都

府會議長北村平三郎)(第一五四号)

同(愛知縣會議長池田駒平)(第一

五五五号)

寒冷地課税特別控除の立法化に關す

る陳情書(札幌市會議長斎藤忠雄)

(第一五六号)

同(北海道市會議長柴田幸七

郎)(第一五七号)

寒冷地課税の免除並びに特別控除に

關する陳情書(北海道市會議長

長大鐵征三郎)(第一五八号)

地方公共団体中央金庫設立の陳情書

(札幌市會議長斎藤忠雄)(第一五

九号)

当せん金附証票の発売に關する陳情

書(山形縣知事村山道雄外七名)(第

一六二号)

會計年度の改正に關する陳情書(札

幌市會議長斎藤忠雄)(第一六三

号)

會計年度の改正並びに改正までの暫

定的措置に關する陳情書(札幌市議

會議長斎藤忠雄)(第一六四号)

東京税関の整備に關する陳情書(東

京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第

一六五号)

留萌港の貿易実績維持に關する陳情

書(留萌港利用經濟會議留萌市長原

田太八外一名)(第一六六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

米國對日援助物資等處理特別會計法

等を廃止する法律案(内閣提出第三

号)

昭和二十八年年度における國債整理基

金に充てるべき資金の繰入の特例に

關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第四号)

農業共済再保險特別會計の歳入不足

を補てんするための一般会計からす

る繰入金に關する法律案(内閣提出

第五号)

資金運用部特別會計法の一部を改正

する法律案(内閣提出第八号)

製造たばこの定価の決定又は改定に

關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇号)

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

から繰入金に充てる法律案(内閣提出第一〇号)

關提出第一〇号)

税制に關する件

金融に關する件

〇千葉委員長

これより會議を開きま

す。

本日はまず理事補欠選任に關す

る件についてお諮りをいたします。

それは去る一月二十六日、理事佐藤

次郎君が委員を辞任されましたの

で、現在理事が一名欠員となつており

ますが、これは委員長において指名す

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇千葉委員長

御異議ないようであり

ますから、久保田鶴松君を理事に指名

いたします。

なお、本會期の初めに設置いたしま

した四つの小委員会の小委員及び小委

員長の異動に關しましては、すべて委

員長に御一任願つておきたいと存しま

すが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇千葉委員長

御異議ないようであり

ますから、さよう決定いたします。

〇千葉委員長

次に、去る一月二十九

日付託されました製造たばこの定価の

決定又は改定に關する法律の一部を改

正する法律案、また二月一日付託され

ました開拓者資金融通特別会計にお

いて貸付金の財源に充てるための一般会

計から繰入金に關する法律案の両

案を一括議題として、政府当局より提

案趣旨の説明を聴取いたします。植木

政務次官。

製造たばこの定価の決定又は改定

に關する法律の一部を改正する法

律案

製造たばこの定価の決定又は改定

に關する法律の一部を改正す

る法律

製造たばこの定価の決定又は改定

に關する法律(昭和二十三年法律第

八十四号)の一部を次のように改正

する。

第一項の日本専売公社製造たばこ

價格表中「四〇円」を「四五円」に改め

る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一

日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において

貸付金の財源に充てるための一般

會計から繰入金に關する法律

案

開拓者資金融通特別会計にお

いて貸付金の財源に充てるための

一般会計から繰入金に關す

る法律

1 政府は、開拓者資金融通法(昭

和二十二年法律第六号)第一条の

規定により貸し付ける貸付金の財

源に充てるため、昭和二十九年

度

第一類第二号

大蔵委員會議録第四号

昭和二十九年二月三日

において、一般会計から、十四億八千五百五十六万五千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○榎木政府委員 ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定文に改正に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

この法律案は、日本専売公社の製造にかかるとたばこの最高価格を定めております価格表のうち、両切紙巻タバコ・ピースの最高価格を十本当り五円引上げて、四十円から四十五円に改定することを内容とするものであります。これは、今次の税制改正に際しまして、直接税の軽減のための財源の一部の確保をはからんとするものでありまして、一部高級酒類の値上げと対応して、高級タバコであるピースの定価を引上げ、これにより、約四十五億円の専売益金の増加を見込んでいますのであります。

次に、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

開拓者資金融通法により開拓者に対して貸し付ける資金の歳入歳出につきましましては、開拓者資金融通特別会計を設けて経理いたしております。この特別会計法におきましては、開拓者に対する貸付金の財源は、同会計の負担による公債の発行または借入金によつて調達することとなつておりますが、従来、この貸付金の財源は、一般会計からの繰入金をもつて充てておりました。

本法案は昭和二十九年年度におきましても前年度と同様、開拓者に対する貸付金の財源に充てるため、一般会計からこの会計に十四億八千五百五十六万五千円を限り繰入金をするのであります。

なお、この繰入金は、将来、貸付金がこの会計に償還された際に繰入額に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計へ繰りもどさなければならぬことといたしております。

以上が、この二法律案の提出の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉委員長 ただいま説明を聴取いたしました両法案に関する質疑は、次會に議することといたします。

○千葉委員長 次に、米穀対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案及び資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案の四法案を一括議題として質疑を行います。

○柴田委員 ただいま議題となつております中の対日物資の問題でございまして、対日物資に關しまして、一応詳細な御説明を政府当局から承りたい。

私は、対日援助物資の金額も明瞭でなかつたのであります。一説には十六億ドルと称せられておる。あるいは二十一億ドルと称せられておる。その二十一億ドルでも十六億ドルでもけつこうでございまして、その金額がどういふ根拠によつてそういう金額になつておるのか。こういう問題についてまず政府当局の詳細な御説明を承らなければ、この問題の論議ができません。こう思うのであります。どなたかからでも御説明を承りたいのであります。

○若江説明員 お答え申し上げます。お手元に資料として提出いたしましたものは、二十四年度から現在に至りますまでの援助物資等処理特別会計の收支総計表並びに各年度の表が一つと、それからこの援助物資特別会計が始まりました昭和二十五年以降のガリオア、イロア物資の受入れ調査表が第二、それから第三に、このたび本法案によりまして特別会計が廃止された場合に、一般会計に帰属すると予定される資産及び負債の表、三つをお手元に配付してございまして。

今柴田委員の御質問によりまして、まず援助物資の概略を話せという御趣旨と思ひますので申し上げますが、アメリカの対日援助は終戦直後から行われて来たものであります。そのおもなものはいわゆるガリオア、イロアの資

金で買いつけた物資であります。さてその総額がどのくらいに上るかという点であります。日本側の資料といひました。これは、この援助物資特別会計が貿易特別会計援助物資勘定を引継いでおります関係上、昭和二十四年の四月からあとの分のみしかはつきりした資料がございせん。それによりまして、昭和二十四年四月以降のガリオア、イロア物資といひましては八億四千七百八十八万四千七百九十九千九百八十一ドル四十一セント、これは邦貨に換算いたしますと三千四百一十一億八千七百九十九万四千三百三十七円とあります。しかしながら事実は二十四年四月以前におきましては、ガリオア、イロアによつて物資が入つて来たわけではございまして、この額をどういふふうに私どもとして推定しておるかという点になります。日本側の資料としては、全然昭和二十四年三月以前についてはないわけではございまして。と申しますのは、それ以前におきましては、外貨勘定はすべて司令部がこれを見ておりました。日本側はこれを知ることができなかったものであります。もちろん円建勘定は日本側の方で持つておるのでございまして、それを突き合せることができません。アメリカから入つて来ます物資につきましては、はたしてそれがガリオア、イロア物資であるか、あるいはコマーシャル—いわゆる商業輸入の物資であるかということも、この資金別がはつきりわれ／＼としてつかめな

いわけではございまして。そういう点から、二十四年三月以前のガリオア、イロア物資につきましては、日本側の資料がない次第であります。やむを得

ずアメリカ側が終戦直後から作成しておりますジャパニーズ・エコノミックス・スタティスティックス、日本経済統計という記録がございまして、それによりまして、終戦直後から今日までのアメリカン・エイドといひまして、二十一億四千四百五十四万五千五百二十二ドルという数字が出ております。しかしながらこのアメリカン・エイドの中にはガリオア、イロア物資の額のみならず、たとえば軍用下駄物資等も含んでおりました。その内容につきましましては、相当検討を要すると思はれる次第でございまして、われ／＼としてもできる限りその作業を目下續けておる次第であります。

なお申し落しましたが、先ほど申しました二十四年四月以降の八億四千七百八十八万四千七百九十九千九百八十一ドルの数字につきましては、アメリカ側とも話合ひがついております。つまり日米間の意見の一致した数字で、これに基いて見返り資金が積み立てられておるわけではございまして。

○柴田委員 私ども十六国会だつたと存じておりますが、決算委員会におきましてもこの問題を大きく取上げまして、ガリオア、イロアがはたして日本の債務であるかどうかという問題に對しまして、しば／＼論議いたしたのであります。その当時大蔵大臣は、徳義上の債務である、こういう御答弁をはつきりとなされておつたはずであります。われ／＼は徳義上の債務あるいは精神上の債務ということは、當時は日本の実情から申しましても、食糧が非常に不足を来しておつたのでありまして、こういう場合に援助してもらつたのであるから、徳義上においては債務と考へておるのだが、物質上の債務

と考へておるのだが、物質上の債務

と考へておるのだが、物質上の債務

と考へておるのだが、物質上の債務

だとは考えていなかった。しかもこれはアメリカが日本に対する占領政策の一環といたしまして、戦後の虚脱状態に置かれた日本に、軍隊だけのたくさんの人間を持つて来るよりも、物資をもつて日本を平穩に帰せしめようというアメリカの占領政策の一環である。こう心得ておたのであります。しかも今になって、これがはたして債務であるかどうかという疑問が出て来るのは、大きな問題だと私も考えるのであります。そういう観点からいいますと、しかもただいまの御説明を承りまして、昭和二十四年四月以降であればはつきりしておるが、その前の問題に対しては日本に何らの根拠がない、資料もさらない、みなアメリカ側が売つてくれた物資だ。それをアメリカの言いなりになつて、いままさこの国会においてこれを債務と決定するというのは、非常に暴挙もはなはだしといわれ、は考えざるを得ないのであります。こういう点に關しましては、もつとまづ明らかに、何でいままさこれを債務とわれ／＼は決定しなければならぬかという根拠について、もう少し責任のある御答弁を、少くも大蔵大臣、あるいは通産大臣等から承らなければ、この問題の審議を進め得ないと思ひます。もう一度その根拠について責任のある御答弁を承りたいと思ひます。

○千葉委員長 いかですか。ただいまの柴田君の御意見は、こもつとも思ひますから、この問題は責任ある大臣からひとつ答弁していただくことにしたいと思ひます。

○山本(勝)委員 予算委員会がずつと続いておるのに、大臣はいつ来るのですか。

○千葉委員長 大臣はなるべく早く出席を求めますが、少くとも予算委員会は十二、十三の両日が公聴会で、大臣が出ないでもよいことになつておりますから、これは当然こちらに来てもらわなければならぬ。ですから、おそくとも十二、十三の両日には出てもらうことにしたいと思ひます。

○井上委員 ちよつと念のために事務当局に伺つておきますが、ただいま問題になつておりますこの対日援助物資の法案に關連しまして、二十四年四月以前の対日援助については、日本側は全然資料がない。ただアメリカ側の資料に基けば二十一億四千万ドルほどある。こういうことですが、今まで政府といはしましては、このアメリカ側の資料に基く二十一億四千万ドルの対日援助を、日本側の債務だ、こういうふうに一応認めて来たのですか。こつちに資料が全然ないのに、向うさんの言うまゝ二十一億四千万ドルが債務だ。そのうち八億四千万ドルが十四年四月以降に關して正確にわかつた数字だ。特別会計を設けた以後の数字、つまり二十一億四千万ドルの中からさらに八億四千万ドルを引いたあとの残りといふものは全然わからぬ、こういうことですか。

○若江説明員 先ほど申し上げましたことで、ちよつと私の言葉が足りない点がございます。それは日本側に全然資料がないと申しましたのは言い過ぎでございます。貿易庁時代からのいわゆる輸入受領書、レシーヴ・インポートといふものがあるわけでありまして、それを丹念に拾つてみて、どの程度の物資が入つたかといふことは、ある程度まで調べ得るのです。ただその

物資がいわゆる商業輸入であるか、ガリオア・イロアの援助輸入であるかという、その資金別が一部について明らかになされてないものがある。従つて資料的に不備でありますので、はつきり日本側の作業として数字がつかぬないう意味でございます。なお今の二十一億四千万ドルを債務と心得るのかどうかとおつしやる点でございますが、それは事務当局としては何ともお答えいたしかねます。

○井上委員 貿易庁の持つておる資料による計算で、かりに援助輸入という費目はどのくらいに上つておりますか。それは商業輸入であるか、援助輸入であるかといふことは、資料によつてもはつきりわかつておるはずで、それが商業輸入の場合には明らかに相手もわかつておるのですが、援助輸入と商業輸入の区別がつかぬといふことは、ないと思ひます。あなたの方の持つておる資料に基いて、その間の期間は一休どのくらいの総額になりますか。

○若江説明員 お尋ねの点、今手元に資料を持つておりませんので、歸りまして調査しました上でお答えいたします。

○井上委員 次に伺ひますが、一般会計にあるところの資産及び負債でございますが、この表によりまして、資産としてマニラ麻と医薬品がございまして、両方約二千万円ほどございまして、これは一体どこに、だれが管理して持つておりますか、政府みずから持つておるのでありますか。それとも民間のどこかの会社に委託してありますか、その点を伺ひたい。それからこれはいつ処分される御予定でありますか。

それからいま一つ、未収債権のうち各費目がずつと出ておりますが、これらはいずれも民間会社その他に売却したものでないかと思ひますが、その相手の会社、及びこれはどういふわけで未収債権になつておるか伺ひたいと思ひます。

○若江説明員 第一点の物資の管理でございますが、いずれも政府が直接管理してあります。もちろん営業倉庫に委託してあるのでございますが、マニラ麻については神戸、医薬品については横浜に保管してございまして、次に処分する予定であります。マニラ麻は残り五百三十四俵ございまして、これは明年度、つまり四月以降に持ち越し予定はしておりますが、大体持ち越しして、二、三箇月うちに完全に売れてしまふという見通しがあります。それから医薬品であります。これは現在厚生省の方と取引の交渉をいたしてございまして、大体話がつきそうでありまして、この内容は結核薬のテレビオンといふ薬であります。

それから次に未収債権の相手の会社及びその金額であります。これは未収金の台帳によりまして表を作成いたします。それから、提出できると思ひます。

○柴田委員 今の井上委員の御質問に關連して伺つておきますが、この未収債権といふのが四億四千万円ばかり計上されております。この未収債権の相手会社で現存する会社がどれくらいあるか、それからその会社が帳簿上あるけれども、現在その会社の形がない、こういうものがございしましたならば、その区分を詳細に資料として御提出願ひたい。

○若江説明員 この点につきまして、できる限り調査いたしまして御提出いたします。

なお先ほどの井上委員の御質問の未収金を生じた理由であります。これは政府が直接この業務を行いますが、以前には、御承知の鐵工品貿易公団及び鐵維貿易公団がこの援助物資の売却をやつておりましたので、その当時はいわゆる現金引きかえ主義といふものが徹底的に行われておりました。そのためにこういう未収債権を生じたわけでありまして、通産省が引継ぎましてからは、絶対にないとは申せませんが、ほとんど未収金を生じませんでした。従来公団当時四十一億円に上りました未収金を整理して行きます。現在四億円になつてゐるという状況であることとを御了承願ひます。

○井上委員 そうしますと、この未収債権は、今のお話によつても相当古い焦つつきになつてゐるような形になつておりますが、今柴田君もお話になりましたが、その後一休残つた会社が今あるのでしょうか、なくなつてゐるものがあるのでしょうか、なくなつてゐるものとこの債権整備をもう少し検討する必要があるから、その資料を明確にお出しを願ひたいと思ひます。

それからいま一つ、これに關連して、私はよくわかりませんが、この二十四年以降、特別会計がございましては、とにかく収支が明らかにされて来ておりますが、それ以前のものは、一体どういふ処理をされておるかといふ問題であります。御承知の通り、対日援助物資でありまして、これを無料で放出したのはほんのわずかではないかと思ひます。

う。あとは大部分は有料で国民は買わされておると思う。そうしますと、ここで特別会計ができてから約八億四千万ドルほどありますから、その以前の分は、相当多額の金額が国民から吸い上げられて来ておるわけであります。その金は一体どこに持つて行つたのか、どういふ処理をされたのか、それを伺いたい。

○若江説明員 未収金の相手方が現存しているかどうかという御質問であります。私どもは現在の調査では、入割方まで現存しております。それの取立ての方法といたしましては、裁判所の和解という方法を講じて、かなり長期に分割を認めてとつて行く、とにかく仰せの通りかなり焦げつきのものもありまして、まず債務名義を確保するといふ点に主力を置きまして、現在その作業はほとんど完了しております。

それから二十四年以前の処理についてのお尋ねであります。これは貿易庁時代の経理のことになりまして、私の所管ではありませんので、担当者に連絡をいたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○井上委員 ただいま御説明をされましたように、本債務は非常に政治的にも重大であるし、かつ全体の債務金額のうちの約三分の二ほどの金額というものが全然明確にされておられません。しかも国民は援助物資を買わされておつて、金額は支払つておるのでありますから、一体その始末はどうなつておるかといふことで、非常に重大な問題が横たわつておりますので、ぜひひとつ次の機会に關係の責任者に出席を願つて、これらの問題をそのときに審議

していただくようにしていただきたいと思ひます。

私の質問は、この問題に限つては一応保留しておきたいと思ひます。

○柴田委員 関連して……もう一度伺ひますが、この二十四年四月以降の八億四千万ドルが邦貨で三千四十一億円、こつちの御説明でございまして、この場合のドル対円の換算はどうか、この場合でございませうか。

○若江説明員 二十四年の四月二十何日でしたか、とにかく四月末といひますが、三十一日一ぱいございませうが、そのときまでは三百三十円、つまり一箇月足らずにつきましては三百三十円のレートであります。それ以降は全部三百六十円の換算であります。

○柴田委員 そういたしますと、われわれ十六国会で、朝鮮向けの輸出物資の換算の場合には百六十円の換算であるといふように承つておつたのですが、われわれが向うにやつたものは百六十円換算でレートの計算を立て、向うからもらつた場合が、今のように四月を中心として三百三十円と三百六十円というレートで計算されておるのでしやうか、この点をもう一度承りたいと思ひます。

○若江説明員 今の朝鮮輸出の時期を私はつきり承知してないのであります。すが、とにかく昭和二十四年の四月二十何日か以降に三百六十円の単一レートになりまして、輸出輸入とも一ドル三百六十円という計算をいたすことになつたのであります。それ以前はいわゆる複数レートが存在しまして、輸出の品物につきましても、いろんなレ

トがものによつて立てられておつたといふことでございませう。

○千葉委員 長 この問題に対して、他に発言はございませうか——なければ次に移ります。

○千葉委員 長 次に春日君。

○春日委員 株主相互金融のことについて銀行局長にお伺ひをしたいと思います。これは緊急の問題であります。ひとつ御容赦を願ひたいと思ひますが、二月二日の新聞によつて報道されたところによりますと、今回東京地検が国民相互代表的な二社を貸金業法違反で起訴したといふことであります。さらにこの起訴は、全国に一千社を越す株主相互金融のほとんどすべてに断が下されたと同じような意味を持つものであつて、従つて保全経済会摘発に次ぐ町の金融機関に対する政府の断である、こつちうふに報道されておるのであります。この問題について、検査当局から銀行局に対して何らかの意見を求められたことがあるかどうか、あるいはこれが法律違反であるかどうかについて、政府側の意見の調整をするために協議をされたことがあるかどうか、あつたらばその経過並びにそのてんまつを御報告願ひたいと思ひます。

○河野政府委員 お話のような事態が現在起つておりますが、この問題につきましては、かねて検査当局から、非公式には私どもの意見を徴されたことがございませう。はつきり私も記憶いたしておりますが、半月ぐらゐ前ではなかつたかと思ひます。検査庁から私に對して、書面でもつてこれらの問題に對する意見を聞いて参りました。

それに対して、私は口頭で係の者から返答させておりましたが、とにかく書面をもらいたいといふことで、本件についての大蔵省としての考えを書面をもつて回答いたしたのであります。その内容は、かねて私が当委員会において申し上げておりますような考え方を一歩も出てないのであります。これ昨年の三月に当委員会において、これら問題について私が私どもの見解を申し上げたところを確かめかたんと、書面にして回答いたしました。こつちうこつちうに相なつたのであります。従ひまして、今問題になつておりますようなものが貸金業等の取締に關する法律の違反になるかならぬかといふ具体的な問題について見解は、一切私どもの関与すべきこととございませう。現に私どもは今問題になつております株主相互金融の会社について、検査を行つたこともございませうし、その実態について私どもは十分に承知をいたしております。従つて、ごく一般論として、私どもの見解を書面にしておいた、こつちういふことに相なつた次第であります。

○春日委員 そういたしますと、局長の御意見では、典型的な株主相互金融はあらゆる金融法規に照して違反ではない、三月四日の当委員会が言明されておりますこの見解にその後何らみじんの狂いもない、相違もない、こつちういふことに承知してさしつかえございませうか。

○河野政府委員 大蔵省としての考えはさういふ点で全然狂ひはありませう。但し、具体的問題といたしましては、今も春日委員からお話のありましたように、私どもの見解はあくまで

典型的な、何と申しますか一つの形、定型として申し上げておるわけでありまして、個々の場合におきまして、それらの一つの行為が、形はさういふふうで偽装されておるけれども、実態はさうでないといつた観点から、検査当局がこれらの問題について独自の見解に立つた判断を下すといふことは、私はあり得ると思ひます。私どもの見解は、あくまで今申し上げましたような定型の一つの類型としての、カテゴリーとして申しますか、さういふたものとしての見解を申し上げておるのであります。

○春日委員 検査当局は、ひとしく政府の機関であると思ひますのであります。従つて、いづれにしても貸金關係の金融法規を専門的に理解し管理しておられるのは銀行局長だろつと思ひますが、それに対して違反の行為があれれば、あなたの方では貸金業法第十三条に基いて、営業停止なり、あるいは催告なり、いろいろ手續が規定されておると思ひます。かんじんの大蔵当局が、この株主相互金融の典型的なものについては、これは合法的なものだ、何ら法律違反はない、こつちういふふうに考えられておるわけなんです。従つてこの新聞に報道されておるところの、全国一千社にわたるところの典型的な相互金融に對して同様の断が下されたといふこの新聞社の推測は、これは誤りであると考えられておられるのか。それとも、あるいはさういふような推測もある程度妥当性があるとお考えになつておられるか。その点についてひとつ御見解をお示しいただきたい。

典型的な、何と申しますか一つの形、定型として申し上げておるわけでありまして、個々の場合におきまして、それらの一つの行為が、形はさういふふうで偽装されておるけれども、実態はさうでないといつた観点から、検査当局がこれらの問題について独自の見解に立つた判断を下すといふことは、私はあり得ると思ひます。私どもの見解は、あくまで今申し上げましたような定型の一つの類型としての、カテゴリーとして申しますか、さういふたものとしての見解を申し上げておるのであります。

○河野政府委員 私もそういう新聞記事は見ましたが、間違いか間違いないかというところは、私としてもちよつと申しかねるのでありますが、少くともこの問題につきましては、昨年の六月でありましたか、ある一部の貸金業者につきまして、株主相互金融会社につきまして検査をいたしたことは、この委員会において御報告申し上げた通りでございます。しかもその場合におきまして、金融法規違反の事実があつたことも、これは事実であります。このこともはつきり皆様方に御報告申し上げたところであります。そういう観点から、これらの株主相互金融の実態というものが、一千社でありますか、あるいは四、五百社ともいわれておりますが、それらのものがおの／＼やり方が千差万別になつておる。従いまして、これがすべて金融法規違反に該当するということを、私は申し上げることもできませんし、全然違反するものがないとも申し上げかねる。この点につきましては、その新聞紙に出ておりますことは私承知いたしておりますが、それについて事実であるか、あるいは一千社がすべて今後検査当局の検査の対象になるかというような点につきましては、私は全然見解を述べざるだけ材料を持つておりません。

○春日委員 そういたしますと、この一般的な典型的な株主相互金融、これについては、長い期間にわたつて政府部内においては、おそらくは銀行局あるいは検査局その他を含めての問題でありました。長い間の討議の結果、それはおそらく半年以上わたる御検討の結果、政府の態度は、これは金融業法違反ではないという結論に達せられておるわけであります。従つて政府の態度としては、典型的な株主相互金融は違反ではないということには現在もかわりはないのであります。あるいはその後何らかの新しい条件の発生によりまして、それに何らかの変更が加えられた面があるならば、この機会にお示しを願ひたい。

○河野政府委員 これは先ほど申し上げましたように、典型的な形における株主相互金融の仕組みというものは、金融法規に違反しない。そのことにつきましては、私も一貫して今でもその考え方をかえておりません。但し先ほど申し上げましたように、仮設してそういう形をとつておる、あるいは脱法的な方法でそういう仕組みをとつておる場合に、それを一体典型的なものといふかといふかという問題につきましては、これはいろいろ意見がわかれます。私はそこまでを含めて、これらの仕組みが金融法規違反ではないと断言するだけの自信はございません。

○春日委員 それではよくわかりました。それで私はもう一つ伺ひをいたしておきたいのでありますが、典型的な一つの株主相互金融というものは、先般来本委員会においてもしば／＼同僚委員からも意見が述べられております通り、八千円とか五千円とか、あるいは一万円とかいうような、系列の金融機関が対象となつた、扱わなかつたところの零細金融を取扱つて、広くそういう零細業者に貢献をした面もあるという意見も述べられておつたわけでありまして、われ／＼もそういう面は大きく評価をしておるものの人であります。ところでこの新聞報道によつて、あるいは全国にわたつてその典型的な、政府によつて何ら貸金業法違反ではないというふうな認定を受けておるところの諸君に対して、相当大きな悪影響を与えるのではないかと私は思ふのであります。このことは、先般来邪悪きまゝる保全経済会のあるいは破綻によつて、検査当局が実際以上にナウアスになつて、そうして度を越えた検査を行わないとは限らないと私は思ふわけであります。現実の問題として法律違反でもなく、さらにはまた社会的に零細金融の点において貢献をしておるとはしきこれら一千の業者の中の、なかんずくこの程度のものかわかりませんが、そういうものにこの新聞の報道や、あるいは心なき検査当局の行動によりまして、大きな被害が加えられるということになります。ならば、このことは先般あなたによつて明らかにされた違反ではないという立場において、ここに投資をしておるところの善良なる株主諸君、こういうものに対して不当の損失を与えるおそれなしとはしないと思ふわけであります。従つてこの際こういう新聞報道が行われ、これに対して政府の見解が何ら明らかにされてはいない現実において、典型的なものは結局貸金業法違反ではないという点に對する積極的な何らかの意思表示をされることによつて、あなたの言明によつて法律違反でないという点で、出資している善良な出資者を何らかの形でプロテクトするといふお考えがあるかないか、またその必要はお認めにならないか、この点ちよつとお伺ひいたします。

○河野政府委員 私は、今お話の点は非常によくわかるのであります。先ほど来申し上げておりますように、株主相互金融のやり方というものは、実は千差万別なんです。現に私は去年三月に、典型的なものは金融法規に違反しないといふことを申し上げたそのすぐあと、数箇月後に検査をいたしました結果、すべてのものが金融法規に違反したところ、そういうような事態のありましたことを前提といたしますれば、典型的なものは金融法規に違反しないといふことでもつて株主相互金融といふことのやり方はすべて合法的であるといふやうにとられることも、私は非常に困つたことだと思ふ。個々に當つてみますれば、今申し上げたやうな例が端的に示しております通り、いろいろやり方があるものであります。結局そういうことを私から申し上げることによつて生ずるかえつてマイナスになる面と、それから今お話をいたします、善良な典型的にやつておるものは金融法規に違反しないといふことを申し上げることによつてプラスになる面といふのが多いかといふことを、私はもう一ぺん反省してみなければならぬ。従いまして、今せつかつた春日さんのお話でありますし、よくわかりますが、私としては、その点についてはもう少し考えさしていただかなければならぬと思ひます。

○春日委員 それは瑕疵を取上げて、これが違反であるかどうかといふことになつて来れば、おそらくはいずれの経営にいたしましても、それ／＼複雑多岐にわたつてゐる。たとえば商事会社を税務署が調べれば、収入印紙の一つや二つの遺漏脱落はあるだろうと思

うが、そういうような経緯をすべて法律違反といふことにひつくるめて、とにかく目的意識に立つていろいろ断定を下して行くといふことになれば、すべて違反といふことに私はなると思ふ。問題はそういうではなく、貸金業法の所定の法律の条項に基いて、こういう形態のものが違反であるかどうかという大筋に立つての御意見を私は聞いてゐるわけでありまして。たとえば、あるいは違反ではないかもしれないけれども、今日あらゆる金融機関は両建預金もやつてゐるし、融資を受ける場合に歩積みをやつてゐるというところは、十大大銀行でも現実にはやつてゐる。そういうことをやつてはいけなかつた、絶えず銀行協会の会合等であつた方針を伝えてゐると言われるが、その後この問題は依然として改まつてはおりません。金融業といふものは、非常にデリケートな複雑な問題であるといふことがわかつてゐる私どももいたしましては、これが法律に違反して行われて、貸金業の關係法規に違反して行われてゐることは断じてとめなければならぬ。せんけれども、しかし本筋を逸脱しない限りにおいては、私は十二分に検討が加えられなければならぬと思ひます。であります。私がここにお伺ひいたしたいことは、今全国の業者が、あるいは善良なところの用資者たちが非常に大きなショックを受けてゐる段階において、不当なパニックを彼らに与えないことのために、あなたが金融管理の最高の責任者として何らかの措置に出られる必要があるだろうと思ふ。そのことは必要にして十分という限度であつて、私は度を越えて格別のことをしてもらおうというわけじゃないが、

ただありのままのことを発表されて、この新聞の報道が必ずしもそうではないというだけの印象を世間に与えていただくことによつて、そういう衝撃を何らかの形で緩和していただきたいと思うんだが、これに對して何かまとまつた御意見はありませんか。

○河野政府委員 ただいまお話し上げました通りであります。今即座に私の見解を申し上げることは差控えます、もう少し考へてみたいと思ひます。十分考へてお答え申し上げます。

○春日委員 その中でもう一つ、検査当局が今独自の見解に基いていろ／＼処置をしておられるのでありますが、何といつたところで金融法規についてはあなたが最高の責任者であり、また専門家であられるわけでありまして、従つてあなたのその知識と経験をもつて、検査当局に誤りなき措置をせしめるために、この問題等を議題として一応協議を開かれて、度を越えないように、ひとつ十分あなたの見解を表明されるような機会を持つことだけが私は望ましいことと考へるが、願わくばそんな努力をされることを強く要望いたします、私の質問を終わります。

○内藤委員 関連して銀行局長にお尋ねしたいのであります。いつも申し上げておることですが、銀行局長はあまりおかたなので、いろ／＼な金融の問題が起きているのであります。匿名組合による金融、株式組織による金融はやや低くなつて来たのであります。ところがこのごろはつ／＼また新手法が出て来ております。それは通産省所管になつております中小企業等協同組合法に基きまして、これでまた

金融をや、いろいろふうなのが出て来ております。そういう方面では次々次々といろ／＼な手を見出して来るのであります。あなたの方は何か問題があればそこで考へる、非常に消極的な、火事だといつたらポンプをかうて、それからかけつける、こういうふうな御態度なんです。これはそういう方面の責任を持つておられるあなたの方としては一番ずるいやり方で、私はどうかと思うのですが、やはり火事にならぬ先からポンプを用意しておかなければならぬのであります。何とかこういう脱法行為をやめるものを、できるだけ考へられる程度に予防することが必要じゃないかと思うのであります。

今日保全経済会で十五万人の者が泣いておりますが、いくら議會の中で、伊藤藤田氏をひつぱり出して来てぎやあぎやあ言つてみてもしょうがないことではあります。これはあなたの方のやり方が多少誤つておつたのであります。昭和二十六年に私も大蔵委員会が初めてこれを取上げていろ／＼と御相談申したけれども、てんで受けつけなかつた。お前たち何を言つておるかという態度であります。あつという問に變なことが起りますぞ——この間も速記録を読んでもみると、そういうふうなことが書いてありますが、あつということ以上に問題が深刻になつて来ておるようであります。金融行政をいろいろ御心配になつておられるあなたの方として、もつと真剣に、まじめに、こういう問題をおやりなされてはいかがでしょう。そういう点において非常に潔癖で、お役人の中では他の追随を許さぬまじめな、どちらかといふとあま

りまじめ過ぎて物事を誤つているとわれわれも考へるのであります。もう少し防火設備を十分になすつたらどうだろうかと思うのですが、それは今の大蔵省でできないものでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○河野政府委員 お話の点はごくごくもつともであります。私は、一生懸命金融問題につきましましては、せつ／＼やまぢのないうつ／＼といふことで、力不足かもしれませんが、少くともまじめに真剣に考へておるつもりであります。遺憾ながら知恵が足りないものであります。すから、どうもなか／＼十分なことではない、後手々々になつて、御迷惑をかけておることは申訳ないと思ひます。

今内藤さんのお話の点は、重ねて申し上げますが、ごくごくもつともだと思ひます。しかし實際問題として、さればどういふことを予防施設として立てるかという問題を私どもは考へて参ります。世の中にはいろ／＼な形で、紙一重というふうなことがたくさん起つて来る、またその可能性は次から次へあると思ひますが、これらの問題を見通して、それらについていやく／＼どこにも抜け道のないような予防法的措置というものが私どもからできれば非常にけつ／＼だと思ひますが、そういうことが一体考へられるかどうか。それを予防するため、万全を期することによつて、それ以外の面において不当な抑制なり、不当な制限といふことが必ず伴うといふことになりはしないか。そういうマイナスの面を伴わないで、しかもある場合に処して抜け道がないような法的措置といふものが、技術的に法律の形としてできるものであるかどうか

かといふことは、私どもいろ／＼の面から考へて参つたのであります。その結果、おしかりを受けましたようなことで、非常に姑息的な、あるいはどろ／＼なわ式のこゝしからできないか、いろいろ考へてみたのですけれども、よい手がない。一つの抜け道をふさぐために十のこゝしを制約しなければならぬ。何か押さえる必要のない十のこゝしを押さなければ、抜け道をふさぐことができないといふことになつて来ますので、私としては不満足ながら、今申し上げましたようなあと／＼をおつかけて行くといふことにならざるを得ない、こういうふうな次第でありまして、何回も申し上げるやうで可ですけれども、私もこの問題をほり出して、ただ一人だけ自分の庭先をきれいにしておいて、これでよいのだといふ考へではない、いづれもでございませう。遺憾ながら微力で、よい案がないといふことを率直に申し上げておく次第であります。

○内藤委員 もう一つお伺ひしたい。それはお話しその通りであります。しかしかりに保全経済会の問題にいたしましても、商法の匿名組合をやつておる。それが不特定多数の者から金を集めておつて、投資といふことはわかりきつておる。そういうことが昭和二十六年ごろ、初めて取上げられておるころは問題でなく、今日になつてみると問題はたゞのことではないと思ひます。そういうことではないと思ひます。でありますから、これはやはり、われ／＼のやうなそういう方面の知識のない者ならともかくでありま

すけれども、あなたの方はそればかり命としてやつておられるのであるから、私は今のやうなお言葉では済まな

いと思ひのであります。このごろ中小企業協同組合で金融を扱つて、いかにも他の協同組合のやうな顔をして、また大勢の者から金を集めておる。これは一つの法人であります。金を集めてやつておるのであります。私は考へ方によつておると思ひますが、こういうこともあらかじめ予防線を張ることができ

るのじやないかと思ひます。しかし大蔵省は、もう少し大きいものになつて、弊害が統出して、世間がなるほどと思つたときにはたしておやりなさるのか、こう今は考へられるのじやないかと思ひますが、何とかその点を、もう少し今までの潔癖さを、ひとつからを破られて、俗世間においていたゞいて、いろいろなことを考へて判断されて、そこちやんとした法律をおつくりになればどうであらうかと思ひます。これはひとつあなたの方の銀行だとか、相互銀行、あるいは信用金庫、そういうものに対する御指導が、これもあなたの潔癖のところがよく現れてまして、もうあまり嚴重におやりなさるものだから、中小企業などの弱いものはそういう金融機関の窓口へ行かない。行くといふとしかりとばされるものだから、そこでやむなくそういう妙な——妙な

と云うとおかしいけれども、おかしい金融へ行かうなことになる。だから私は、今日の金融行政全体についてもつと考へてみる必要があるのじやないかと思ひます。従つて今日銀行のやり方を見ても、これはたゞしいのかと思はれるのです。これは多分にあなたの方の御指導がそうならしめておるのであります。そういう点がもう少し改められま

すれば、私はそういう脱法的な金融機

関というものは出て来るものじやない、こう思つておるのであります、こういう問題が出るたびに、あなたの方のおやりになつておられることが、実はもう少し俗世界におられるものを、見、判断し、何かそこに処置を講じられることが必要ではないかと思つてあります。これは澤井局長には御無理な御注文かも知れませんが、もう少し金融のことにつきましては、お考え願ひたいものだと思つておつたところを申し上げておきたいと存じます。

○柴田委員 銀行局長がお見えになつておられますので、関連してちよつと尋ねたいのですが、昨日行政監察特別委員会が参議院議員の大谷氏の証言を傍聴しておいたのですが、その場合に、仏教保全会が、何か相互銀行の計画を立てて申請をやり、さかんに大蔵当局にお願いをして、この望みをまだ捨てておられ、こういう証言がございましたが、何かこういう特殊な金融機関の中からは、そういう相互銀行の計画というものが相当大きな問題として進行しておるのでございませうか。その経過を承りたいと思つておられます。

○河野政府委員 いつごろでございしたか、おとしになりますか、大谷氏が実は私のところへ見えまして、仏教関係の本願寺の系統の出資を中心として普通銀行を設立したいということの希望を申し出られたことがございしました。私はそのときにはつきりと、そういう意味の銀行の設立ということはお認めいたしかねる、こういうことを申し上げたことはございします。実は私も今お話の、きのうの大谷さんの御証言をよく聞いておりませうけれども、

も、相互銀行をつくるのか、既設の相互銀行を買収するとかいう話にちよつと聞きまして、そういう話は全然私は聞いておりません。銀行新設の問題につきましては、そういうことは認めたいというところをいつか申し上げたことがあります。

○柴田委員 前段では普通銀行の設立を希望した。それがなか／＼不可能なような状態になつたので、次には既設の相互銀行の買収を計画した。それからなお進んで相互銀行の設立の計画を進めておられるのだ。そうしてまたその考え方をあきらめておられ、こういうような証言を——これは速記録等をお調べになれば判然とすると思ひますが、そういう意味合いのことを証言されておるのであります。ただ私が今お伺ひいたすところは、そういう動きがあるというところでございします。その他金融機関、いわゆる今問題になつておる特殊金融機関の中からそういう計画が進められておるかどうか、これを一点承りたいのです。

次に、大蔵省の銀行局は、盛んに普通銀行の融資に二重の厳重な監査制度をとつておられるが、たとえば今度の造船借款が今非常に大きくクローズアップされておられますが、こういう問題で開発銀行から融資をやつておられるかどうか。開発銀行等に対しまして、厳重な監査をやられておられるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○河野政府委員 二つの問題を承りました。第一のいわゆる貸金の業者の中から相互銀行の設立をしたいという申請が出ておるかどうかというお話であります。一件だけ相互銀行の設立の申請を私は受取つております。これは

まだ実は私の手元には参つておりませんが、地方に財務局というのがあります。これが窓口になつておりますが、その財務局にそういう設立の申請が提出されておるのが一件だけあるということをお聞ひしております。

それから第二は造船の問題等について、開発銀行等の融資についてどういふふうな態度で臨んでおるかということと、これは普通銀行以上、政府の金融機関でありますから、その融資につきましては、政府の方針にのつとめて融資が行われるというところを、私も基本的な開発銀行の経営方針としてとらしておるわけであり、個々の問題につきましては、まだ具体的な検査等は行つておりませんが、それらの融資につきましては、十分に適正かつ厳格に融資が行われておるものと私は考えております。ただ具体的はまだ検査いたしておりませんことは事実であります。

○柴田委員 開発銀行の問題でございしますが、ひとり造船問題にかかわらず、私も十六国会で、決算委員会におきまして調査いたしましたところにより、五千万円以上の焦げつきがあらあります。この現実が否定のできない事実であります。こういう焦げつきに対しましては、銀行局から何らかの警告をお発しになつたことがございします。どうか、ございしましたならば、どういふ形において警告を発しておられるか、これをもう一度承りたいと思ひます。

○河野政府委員 お話のように、開発銀行には焦げつきと申しますか、相当な固定債権がございします。しかし私の承知いたしておりましたところでは、ちよつと今資料を持つておりませんので

はつきりとしたことは申し上げられませんが、その大部分は、いわゆる例の復金当時の復金融資を引継ぎました。それが今開発銀行の債権ということになつておりますが、これらのものが相当程度を占めておるのではないと思ひます。それだからといつて、開発銀行の責任ではないというわけではございせん。もちろんこれらにつきましては、十分これらの回収を極力促進するように進めておりますが、ただ開発銀行当局者に対して、そういう復金の旧債権を引継ぎましたものに対して、そういう焦げつきの債権をつくつたのはけしからぬということを開銀に對して申しても、開銀としては過去のものを引継いだという関係にあるのであります。今後これらの問題については、一銭といふこともおろそかにしないで、国民の租税からなつておる資金でありますから、回収を一銭でも多くするようにより努力するといふ態度で進んでおる次第であります。

○有田(二)委員 経済保全会の問題に關連して御質問申し上げます。この問題は、この前伊藤理事長を呼びましたときに、いろいろ質疑応答の中で、私は本人に詐欺だといふことはつきり申しして攻撃いたしておいたのですが、しかしながら私は大蔵省も一半の責任があると思つておられます。といふのは、法律上の責任はないけれども、内閣の中で金を扱つておるのは大蔵省であるわけでありまして、今協同組合の問題のお話がありました。ひとつ金に關する関係官庁の少くとも局長級のお集まりを月に一回なり願つて、再びこういう事態が起らないように注意

していただきたいと思つておられます。もう済んでしまつたこととあります。また法律的にはどういふことかは決してないわけですが、道義的な責任が大蔵省に何もないといふことは断言できないと思ひます。十三国会で、大蔵委員が保全経済会に呼ばれて、ちよつとつたとか何とかいふので、代議士同士の間でも問題がありました。そういう事態は決してないものでありまして、われ／＼は最初からこういう問題については、大蔵委員の一員として、なほ遺憾であると考えておつたけれども、法の盲点をついておつたことは事実であります。こういう事態の起りましたことはまことに遺憾であります。これからひとつ銀行局あたりが中心となつて、あるいは農林省、あるいは法務省なり、他の官庁等いろいろな方面と御連絡を願つて、法の盲点をつく、そういうつたことについて、再びこういう事態の起らないように、ひとつ何らかの措置をとつていただけないものでございませうか。この点の御回答が賜わりたい。

○河野政府委員 お話の通りに私も、こういう保全経済会自体の問題につきましては、今有田さんのお話のように、法律的には特にどういふ問題はないと思ひますが、少くともあつた大きな、たくさんの方々に迷惑を及ぼすような結果になつたことにつきましては、私政府の一員として、私の知つたことじやないといふ切れるものじやないと思ひます。私もこれら問題にかんがみまして、近く国会にこれらの取締りに關する法案の御提出をいたしたいといふことで、現在法務省当局と緊密に連絡を保ちながら法案の起草

な資金等の効率的使用の面について、各地方財務局に指令をして調査をいたしておられるようでございます。その結果がすでに一部新聞にも発表されておりますが、その調査されました実際の具体的な実情を御説明願いたい。同時に二十八年度にそれ〴〵重要な方面に必要な資金を割当てておりますが、これがつなぎ資金と同じように効率的な面に運用されておるかどうかという点について調査をしたことが

あります、その点を伺いたいと思ひます。

○植木政府委員 資金運用部資金の融資先につきましても調査は、財務局で調べております分につきましては、追つて資料でまた後の機会に御報告させていただきますと思ひます。一般の融資先の監督といふと語弊がありますが、実際の融資の使用されておる状況の調査については、平素いろいろ機会にでき得る限り調査その他取調べ、照会等をやつておる次第であります。

○井上委員 実際おやりになつておりますか。

○河野政府委員 実は資金運用部は、かつて私の所管でありましたもので、から存じておりますので、便宜私から申し上げます。資金運用部資金の貸付先に対する監督は、財務局をその他を通じて常時これを行つております。相手は御承知のように大体地方公共団体が多いのでありますから、これらについては各財務局を通じて常時よく見ております。

○井上委員 ただいま銀行局長のお話では、各財務局を通して調査をされておるといふお話でございますが、それは書面調査で、現実にその金がどう効率的に使われ、かつ返されるような運営になつておるかどうかというふうなことに、実際にあたつて調査をしております。しておるとお思ひになりますか、自信のある答弁ができませんか。現にたゞ資金の調査におきましても、部分的な調査だけをいたしまして、全体については調査をいたしておりません。部分的な調査をいたした

結果においても、非常な問題を生んでおる。御承知の通り、資金の効率的な運用といふものが非常に重要に論議されておるときに、あまりにもずさんな政治的動きによつて資金が運用されておるところの実態が暴露されて来ておるので、この責任はだれがおとりになりますか、政務次官からお答え願ひたい。

○植木政府委員 財務局の平素の融資先に対する調査が十分でないじやないかという御説であります。財務局といたしましても、機会のあるごとに十分な実地調査も行つ、たとへばある町村に對して融資をしておりまして、さらにその町村から次の融資の要求があつて、その町村へ臨む場合がありまが、その場合には、従前の融資の金がどういふふうに使われておるか、あるいは当該町村の財政状況がどういふふうになつておるか、實地に臨んで詳細の調査をいたしておるわけでありまが、しかしながら仰せのごとく、一般的に融資先全体について計画を立てて監督をし、調査をするというふうなことは、今のところ手不足その他経費等の関係もありまして、仰せのように十分には行つてないのかと存じます。今後でき得る限りこうしたことについては氣をつけまして、善処して参りたいと考へる次第であります。

○井上委員 昨年災害によりますつなぎ資金が資金運用部から百七億ほど出ておりますが、これの効率的な使用について調査をいたしておるのでありますが、この結果はもう本省でおわかりになつておりますか、それともまだわかつておりませんか、わかつておつた

ならば、いつ資料を提出されますか、その資料ができるまでこの本件に關しまし審査は延期を願ひたい。

○植木政府委員 お話のような調査は、予算編成等の際における必要もございまして、全国的にはいたしませんでしたが、所要の調査を抜き検査的にいたしたのであります。その部分的な報告はもう参つておりますが、まだ全面的にこれを取りまとめる程度までは至つておりません。なるべく早い機会におきまして、その結果を取りまとめて当委員会へ御報告申し上げたいと存じます。

○井上委員 次に他の議案について質問いたしたいのですけれども、かんじんの責任ある政府委員が出席しておりませんから、遺憾ながら審議ができません。資金運用部所管においても、責任ある政府委員は出ておりません。政務次官は就任早々で、まだ十分詳しいこともわからぬのにあまり追究しても氣の毒だと思ひますから、従つて審査を進めようとするならば、責任のある政府当局が出席をされるように要求いたします。

○春日委員 ちよつと……折から租税法の改正法律案について、本日の新聞によりますとさらに要綱が発表されておりますが、午後の委員会は主税局長の出席を求めて、新聞で報道されている要綱案についての御説明を受けたと思ひます。午後の休養後再開されて、税制に対する点の御検討を願ひたいと存じます。

○千葉委員 春日委員の御提案に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。午後一時半まで休憩いたします。

午後二時一分開議

○千葉委員 休憩前に引続いて會議を開きます。ただいまは税制に関する件を議題といたします。まず渡辺主税局長から、近日中に提出を予定されております税制改正案につきまして御説明を承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 先日閣議で決定を見まして、今度提案されております予算に予定しております税制改正の要綱につきましても、お手元に差上げてあると思ひますが、これにつきましても簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

改正の目標といたしましては、現下の経済情勢及び国民負担の状況に順みまして、租税負担の調整及び資本の蓄積の促進をはかり、あわせて奢侈的消費の抑制、国際収支の改善等に資するため、所得税、法人税等の直接税の負担を軽減合理化するとともに、間接税の新設増徴を行い、その他課税の適正、簡素化及び地方財源の偏在是正をはかるために、一連の税制の改正を行おうとするものであります。

まず所得税でございますが、所得税につきましても、基礎控除、扶養控除の引上げというを中心として考へております。基礎控除につきましても、現行の六万円を七万円に引上げる。扶養控除につきましても、最初の扶養親族一人につきましても、三万五千円を四万円に、二人目及び三人目の扶養親族につきましても、二万円を二万五千円

に、四人目以下におきましても、現在一万五千円になつておりますが、これはそのまま置くという案で御提案申し上げたいと思つております。ただこの控除の關係は、本年の四月以降の分についてどういふ引下げを行うという考へ方に立つております。従いまし給から源泉徴収されておられる方におきましては、四月からはすぐにこの七万円、四万円、二万五千円という控除で毎月の税額が軽減されて参ります。

ただ一月・三月の税金は、従来のままということになりますので、一年を通じて見ると、四月以降の分だけが減税される關係からいたしまして、昭和二十九年分におきましては、この基礎控除の額は年末調整におきまして六万七千五百円、それから扶養控除の四万円の分は、本年に限りまして三万八千八百円、二人目と三人目二万五千円は二万三千八百円ということになり、同時に申告所得税の方々におきましては、本年はこゝういふ特例のことになるといふに考へております。

なおそのほかに、退職所得についての控除額を、勤続年数が十年を越えまう場合に一年二万円ずつ増加いたしまして、最高を五十万円に引上げるということ。

それから山林所得につきましても、現在五分五厘の方式をやつておりますが、これを他の所得と分離した五分五厘の方式、昔の形式に返るといふことに御提案申し上げたいと思つております。

なお資本蓄積促進の見地から、生命保険料の控除を、現在の八千円を一万二千円に上げる。これも本年度は一万

一千円という過渡的な金額をつくるつもりでありますが、それを引上げる。それから個人の長期の定期性貯蓄等の利子に対する税率を引下げる。それから配当所得に関する源泉徴収税率の引下げ、これは現在の二〇を一五に引下げたいと思っております。

それから青色申告についての専従者控除の金額は、従来から基礎控除と同じようになつておりますので、基礎控除と同じように引上げを行うこと。それから専従者控除に配偶者を入れる、こういう改正を行いたい。

なお手続を簡素化いたしますために、予定申告制度を予定納税制度に改めた。このうちふたつは幾つかの改正を御提案申し上げたいと思っております。

それから第二の法人税であります。法人税につきましても、税率引下げとか、いろいろ考えてみましたが、今回におきましては、一般的な税率引下げは、ちよつと行えないのではないかと。それでいきますところは、第一は資本構成の是正をはかるために、払込み資本、あるいは再評価積立金からの資本組入れの分につきまして、ある程度の金額を損金に算入するという措置を考えて行きたい。その細目につきましては、細部のきまり方がまだきまつておりませんので、もう少し御猶予願いたいと思っております。

それから同族会社の積立金に対する従来の累積課税をやめまして、一定限度、これは大体今までと同じように、払込み資本の四分の一か百万円がいずれか高い金額にしたいと思っておりますが、それを越える金額を積み立てた場合におきまして、積み立てた年一

回限り百分の十の税率で課税するということに改めたい。

それから価格変動準備金につきましても、現在のように物価が値上りする時期におきましては、変動準備金を積み立て得ない形になります。これを直上りする時期におきましても、ある程度の積立てを可能にするようにという要望が相当ございまして、税制調査会でもこの希望が出ておりますので、これをそのまま取入れて御提案申し上げます。これについて思っております。

それから輸出所得の一部控除の制度は、まだその効果の点をもう少し検討してみることがありますので、当分現行通りとしたいと思っておりますが、プラント輸出の場合の控除の率を引上げること、輸出業者に対する控除限度額の引上げを行いたいと思っております。

それから法人の交際費等につきましても、前に一ぺん御提案したことがありますが、今度御審議願つていただきまして、前回は、前回は、一応臨時措置法に入れました。臨時措置として考えたかどうかというのが一点。それと、とかく議論が社用族といつたような問題が対象になりますので、小法人については一応この適用を一切やめまして、大法人だけに限定してみたらどうか。従つて小法人につきましても、あまりこの問題はないのではないかと。このように幾つかの点を、前回の御審議の過程をも顧みましてかえて今度御提案申し上げてみたいと思っております。

それから相続税でございますが、相続税につきましても、保険金等の控除額の限度引上げと、それから上の方の

税率はすえ置くつもりであります。中間以下の税率を五程度ずつ引下げたい。インフレの相当促進した過程を見まして、現在の税率はあまりこれに順応していないという批判もありますので、そういう改正の案を提案するつもりであります。

相続財産である立木につきましても、所得税の負担を考慮しなければならぬのではないかとこの批判がございまして、税制調査会でもこんな意見が出ておりました。いろいろ計算しまして、一定の割合を時価から引いたものを課税標準とするというふうに改めたいと思っております。

以上が直接税に対する関係でございます。増税関係におきましては、大抵減税関係が中心でありまして、増税関係におきましては交際費の関係くらいが増になるだけでござい

ます。これに見合います関係として、間接税において幾つかの増税を行いた。その第一は酒税であります。酒につきましても、前回におきまして一応全面的に税率引下げを行つたのでありますが、今度はその中で特に特級、一級、ビール、雑酒特級、これだけを選びまして、一割ないし五分程度の引上げを行いたい。この税率引上げによりまして価格がどうなるかということにつきましても、本年度の酒に使います米の値段が大幅に上がつておりますので、まだはつきりした見通しができませんが、ビールは大体今度ビン詰め価格にしたらどうかという考え方があります。現在では中味が百七円、ビン詰めが百二十二円ですが、大体ビン詰めは百二十五円くらいにしようじやないかと思っておりますが、まだ最終決定には

至っておりません。大体その見当と思つております。税金はこれで一本当り三四十銭くらい上ります。

それから砂糖消費税でございますが、砂糖消費税は、本年度は大幅輸入がたかさんありましたが、来年度はもう少し外貨の関税からしまして、輸入の削減もやむを得ないのじやないかという情勢もございまして、大分市場が強いになつていような点も考えまして、この際約二割程度の引上げを行つたらどうかと考えております。

それから物品税でございますが、これも特に奢侈的なものを中心として、ある程度の税率引上げを行いたい。高級の大型乗用自動車でありまして、電気冷蔵庫、こういったものの税率引上げを行うとともに、テレビジョン受像機に対しまして、新たに税金を賦課したらどうかというようにも考えております。

それから揮発油税でございますが、揮発油税につきましても、現行の一万一千円を二万程度引上げたい。なおこの財源につきましても、これは予算の方の道路建設に使ひ、三分の一を地方の道路建設に使ひ、三分の一を地方の道路建設に使ひ、三分の一を地方で現在予算が組まれております。

それから骨ばい税につきましても、麻雀が現行税率は千五百円というところになつておりますが、さらに少し上げたい。それを少しこまかくわけた方がよからう。象牙製のもので、少くとも二万円以上いたしますので、これを六千円、牛骨製のもので四千円、その他のものは二千円、こういったような差等をつけまして、税率引上げを行つたらどうか、その他の骨ばいにつ

ましては二割程度、現在五十円が六十円になる、その程度の引上げを行つたらどうかと考えております。

それから印紙税でございますが、印紙税につきましても、これは二十三年にきまつたものがそのままになつておりますので、この機会に少し引上げを行いたい。委任状については、現行の二円を五円に引上げますとともに、受取りにつきましても、一面では免税点を千円から三千円に上げる。それと並行しまして、税率も現行の二円を十円に上げる、こういう改正を行いたいと思っております。

それから次に新しい税として、繊維品消費税というものを考へております。これは考え方といたしましては、高級の織物、メリヤス、レース――従来物品税が課税になつてゐる品物との権衡で、どうも高級織物等の課税がないのじやないかという御批判もございまして、そういう点も考へまして、高級の織物だけに限定しまして、小売課税といひますか、それを考へてみたい。税率は販売価格の百分の十、免税点をどの辺にきめるべきかといふ点で今検討を続けております。それから製品で相当加工されてゐるものにつきましても、軽減することも考へてみたい。細目についてはもう少し時間をいただきたいと思つております。

それから入場税でございますが、入場税は現在地方税でございますが、これを地方財源の偏在是正という見地を中心として、この際国で賦課徴収しまして、その収入の九割を人口按分で府県に配付したい。税率は若干引下げたい、こういうふうに考へております。

その他第三者通報制度をやめまうとか、そういった幾つかの改正を行いた

これによりましての税収関係でございますが、大体増税関係が、増収と減収と両方ございまして、差引き四十五億の減収になります。これは片方でタバコのピースを四十円を四十五円に上げるといふことによる専売益金の増加四十五億と見合分になつておりまして、一応この一連の増減税では、差引プラス・マイナスなしといふことに考へております。なおこれによりまして負担がどのくらい減るかといふたような問題もございまして、所得税の場合でございますと、夫婦、子三人の場合におきまして、二万五千円の月給の方につきまして五百二十円減、減割合が三割二分五厘、二万円の者でありますと四百十七円、減割合が五割七分。事業所得の方でございますと、二十万の方で、平年度でございますと現行の負担九千四百円になる、三十万の方でありますと三万四千五百円が二万六千七百円になる、二割二分程度の軽減になる。

それからこの基礎控除、扶養控除の引上げによりましてどの程度の人から所得税がかかるか。月給二万円以下の者には所得税をかけないといふというお話をよく伺うのであります。今度の改正によりましての一応の数字は、夫婦、子三人の場合でございますと、二十一万四千円—二十四万円にはちよつとまだ行きかねますが、現在の十八万三千円が二十一万四千円に上つて来る、こういったことになると思つております。以上非常に難解でございますが、一応の説明を終わります。

○春日委員 ただいまの主税局長の御説明に関連をいたしまして、動議を提出いたします。すなわち次に朗読をいたします。繊維品課税反対に関する決議案文を、本委員会の決議として議長に報告するとともに、政府当局に参考送付せられるようお願いを願ひたいのであります。そこでまず決議の案文を朗読いたします。

繊維品課税反対に関する決議
政府は今回の税制改正において繊維品消費税を新設しようとしておるが、この実施は国民大衆の生活を脅かすとともに、中小企業を圧迫するものである。

よつて繊維品消費税は創設すべきではない。
右決議する。

以上であります。
ごく簡単に提案理由の説明を行います。この決議案の本文の中に、簡潔に表明いたしております通り、生活必需品に課税をいたしますならば、これは大衆生活を圧迫することは当然であります。のみならずこのことが、やがてはインフレ激化の要因とも相なりましようし、さらにはまた、現在中小商工業者がはなはだしく経営困難の折からでありますので、そういうような人々を対象とするところのこういう税制は、これは時代に逆行するものであると考えられますので、従つて政府はこういう事情にかんがみまして、繊維品消費税は断じて創設すべきではないのであります。

以上の通りでございますので、各位の御賛同をお願いしたいと思います。

○千葉委員長 ただいまの動議に対して、賛成の発言がございまして、これを許します。久保田君。

○久保田(鶴)委員 私たちはただいま出されたこの決議案に賛成するものであります。繊維消費税は非常に悪税であります。この悪税を小売、消費者に課するといふことに對しましては反対でありますので、われ／＼はこの決議案に對しまして賛成するものであります。

○春日委員 私がただいま提出いたしました動議は、ただいま久保田君によつて賛成の意見も表明されましたので、ただちに採決をいたされたいと思ひます。

○千葉委員長 いかがですか、もうちよつとお待ちくださつて——今自由党の連中もいないのにやるのもどうかと思ひますが……。

〔採決「休憩」と呼ぶ者あり〕
○千葉委員長 皆さんにお諮りいたします。採決をする前に一旦休憩いたします。これを理事会に諮つて、しかる後にまた再開したいと思ひますから、さよう御了承願ひます。

午後二時二十四分休憩
午後三時二十九分再開
○千葉委員長 休憩前に引續いて会議を開きます。

先ほど社会党の春日委員から、繊維品課税反対の決議の案文を朗読せられ、これを本委員会の決議とせられた旨の動議が提出されましたが、本動議の取扱ひにつきましては、委員長及び理事に御一任をお願いしたいと思います。この点異議ございませんか。

〔賛成「と呼ぶ者あり」〕
〔異議なし「と呼ぶ者あり」〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、御一任願ひことに決定いたしました。

本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後三時三十一分散会

昭和二十九年二月六日印刷

昭和二十九年二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局